

青森県報

第三千七百二十一号

平成二十五年
七月二十四日
(水曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	………	(同)	一
特定行為業務の登録	………	(同)	一
基本測量の実施	………	(監 理 課)	二
公共測量の実施	………	(同)	二
道路の区域の変更	………	(道 路 課)	二
道路の供用の開始	………	(同)	三
出先機関	………		
土地改良区の定款変更の認可	………	(東 青 地 域 局)	三
	………	(中 南 地 域 局)	三
	………	(西 北 地 域 局)	三
	………	(上 北 地 域 局)	三
選挙管理委員会	………		
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び 保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正	………	(事 務 局)	四

告 示

青森県告示第五百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人ラ・シヤリテ	青森市第二問屋一丁目三番三の三	訪問介護	訪問介護ステーション	平成二五年八月一

青森県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	訪問介護	訪問介護ステーション	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人ラ・シヤリテ	青森市第二問屋一丁目三番三の三	訪問介護	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	平成二五年八月一

青森県告示第六百号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 〇三〇〇一	氏名又は 名称	住所	事業 名称	所在地	業務開始 年月日	備考
年月日録	"	有限会社 のぞみ アセンタ	三沢市大 三丁の四 丁目	のぞみ アセンタ	三沢市大 三丁の四 丁目	平成 二五・六 一	訪問介護
氏名又は 名称	有限会社 のぞみ アセンタ	住所	三沢市大 三丁の四 丁目	事業 名称	のぞみ アセンタ	所在地	三沢市大 三丁の四 丁目
住所	三沢市大 三丁の四 丁目	事業 名称	のぞみ アセンタ	所在地	三沢市大 三丁の四 丁目	業務開始 年月日	平成 二五・六 一
事業 名称	のぞみ アセンタ	所在地	三沢市大 三丁の四 丁目	業務開始 年月日	平成 二五・六 一	備考	訪問介護
所在地	三沢市大 三丁の四 丁目	業務開始 年月日	平成 二五・六 一	備考	訪問介護		

青森県告示第六百一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）
- 二 作業期間
平成二十五年八月十二日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域
三戸郡階上町

青森県告示第六百二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
南部町
- 二 測量の種類
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
三戸郡南部町全域

青森県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年八月二十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	国 道	二七九号	上北郡横浜町字雲雀平一の二二五から 上北郡横浜町字雲雀平一の六〇まで	前 後	一六・九〇メートルから 一六・二〇メートルまで	一四一・八〇メートル	
				後	一六・九〇メートルから 一六・二〇メートルまで	一四一・八〇メートル	
				後	三三・九〇メートルから 三三・一〇メートルまで	一五八・二〇メートル	

青森県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年八月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の 区間	供用開始 の期日
国道二七九号 県道水喰上北町 停車場線	上北郡横浜町字雲雀平一の二二五から 上北郡横浜町字雲雀平一の六〇まで 上北郡東北町字和山平三の一五から 上北郡東北町字往来ノ下三〇の一まで	平成二五・七 二四

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、目屋土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月二十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月九日認可したので、同条第三項

の規定により公告する。

平成二十五年七月二十四日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

松山荘	〃	大字百沢字小松野八七の一七三	を
特別養護老人ホーム松山荘	〃	大字一町田字浅井四四三の一	に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭